

第13回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料
～小売全面自由化に係る詳細制度設計について～

平成27年6月25日(木)

1. 小売全面自由化の実施スケジュールについて

◇当初予定どおり、来年（平成28年）4月1日より、小売全面自由化を実施すべく、以下のようなスケジュールで進めることとし、引き続き政省令や審査基準等の整備を行う。

<平成27年>

7月31日	・託送供給等約款の認可申請の期限
8月 3日	・小売電気事業の事前登録の受付開始
～12月末	・託送供給等約款の審査終了 → 託送供給等約款の認可
12月28日	・離島供給約款及び最終保障供給約款の届出の期限

<平成28年>

1月～	・小売電気事業者の変更を希望する需要家の受付開始など、事前手続の開始
4月 1日	・小売全面自由化の実施（第2弾改正電気事業法の施行）

※なお、今月17日に成立した第3弾改正電気事業法における検証規定に基づく第2弾改正電気事業法施行前の検証については別途実施する（詳細後述）。

（参考）第2弾改正電気事業法 附則 抜粋

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

（注）「公布の日」＝平成26年6月18日

2. 第2弾改正電気事業法施行前の小売電気事業に係る営業活動等について

◇前述のとおり、来年4月の第2弾改正電気事業法（以下「第2弾法」という。）の施行に先立ち、本年8月より小売電気事業の事前登録が可能となる。

◇そうした中、小売電気事業へ参入する事業者は、第2弾法の施行前に、需要家獲得のための営業活動を行うことが想定されることから、以下の点について整理しておく必要があるのではないか。

論点1

第2弾法の施行前の営業活動や小売供給契約の締結は認められるのか。

論点2

こうした営業活動や契約締結が認められる場合、供給条件等の説明義務など、需要家保護のための措置をいかに担保するのか。

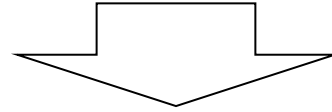
（参考）第2弾改正電気事業法 附則 抜粋

第六条 新電気事業法第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者は、施行日前においても、新電気事業法第二条の三の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2～4 （略）

◇法律によって新たな事業規制を設けた場合、当該事業規制に係る規定が施行される前の営業活動や契約締結等について何らの規定を設けないのが一般的である。

◇この点は第2弾法においても同様であるものの（営業活動や契約締結を行うこと自体は許容される）、法施行後と同等の需要家利益が確保されることが必要不可欠。



対応案

第2弾法の施行前において、需要家の利益を最大限確保する観点から、以下のような措置を講ずることとしてはどうか。

- ①事前登録がされた事業者が、第2弾法の規定に倣い、需要家に対し供給条件等の説明や書面交付を行った場合、第2弾法施行時に当該規定に基づく義務を履行したとみなす法的措置を講ずる。（政令にて必要な措置を行うことを想定。）
- ②事前登録を行うに際しては、①の措置の実効性を高めるべく、第2弾法の規定に基づき、こうした営業活動の実施に当たっては、第2弾法の規定に倣い、需要家に対し供給条件等の説明や書面交付等を行うことを事前登録の条件とする。
- ③その他、需要家に対して供給条件等の説明義務を果たさないなど、適切な対応をしない事業者が出てくる可能性も否定できないことから、経済産業省は、事前登録申請を行った事業者のリストの公表や、悪質な事例に対する注意喚起などをホームページ等で行うこととする。

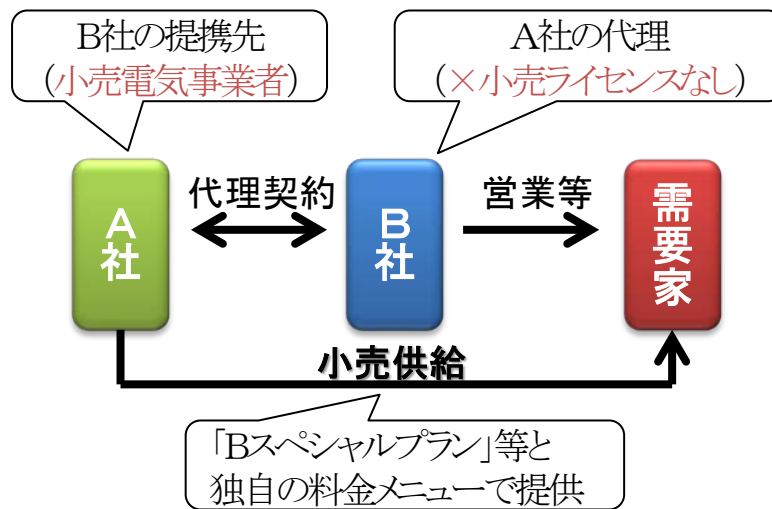
3. 小売営業に関連するビジネスモデルについて

◇小売全面自由化に向け、事業者による新たなビジネスモデルの創出が想定されるところ。

◇小売電気事業者同士が提携し、一方の事業者のブランド名を他方の事業者が利用するビジネスモデルのほか、以下の【類型①】のようなモデルも想定されるが、電気事業法上、問題となる行為とは認められないことから、原則許容すべきものと考えられる。

【類型①】

提携先の小売電気事業者(A社)と代理契約を締結し、自社(B社)が持つ他のサービス(通信等)とのセット契約を目的として独自の料金メニューなどによる小売供給契約の締結の代理を行う。



⇒需要家と小売供給契約を締結するのは、小売電気事業者たるA社であり、**電事法上許容される**。

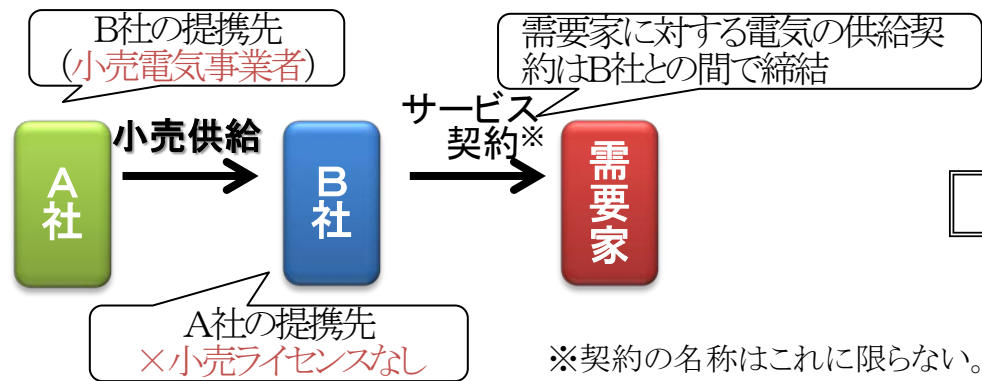
※なお、この場合、B社は小売電気事業のライセンスを保有しないが、「小売電気事業者の代理」として第2弾法における説明義務等の対象となるため、需要家保護策は担保可能。

◇他方、電気事業法上、「需要」とは、基本的に最終的な電気の使用者や受電実態を有する者など、**物理的に電気の需要の実態があることを前提**としており、電気の小売供給契約は、**需要家たる最終的な電気の使用者などと、当該者に電気を供給する者との間において締結することが原則**。

◇こうした原則の下、今後想定される以下のようなビジネスモデルについてどのように考えるべきか。

【類型②】

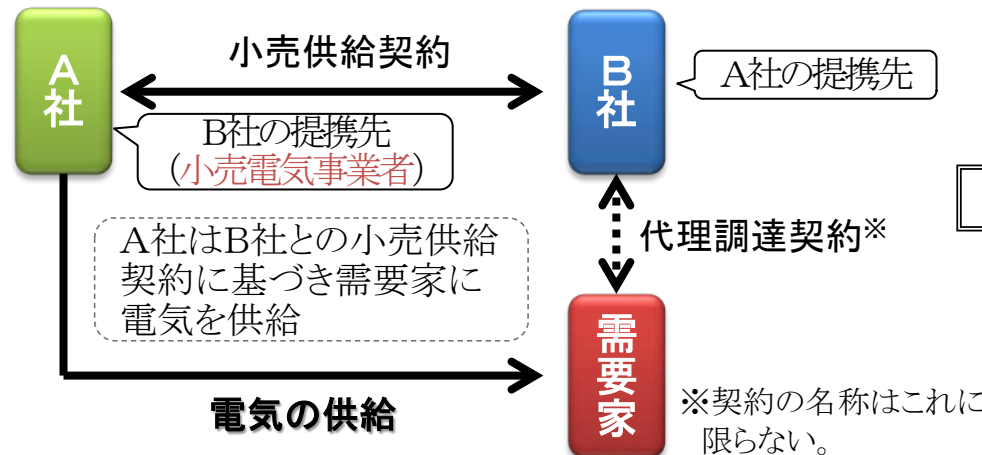
提携先の小売電気事業者(A社)から小売供給を受けた者(B社)が電気を需要家に提供。



B社は需要に応じ**電気を供給しているにもかかわらず、小売電気事業者として登録を受けていないことから許容すべきではない**のではないか。

(注1) 現行法上もB社が一般電気事業者の許可や特定規模電気事業者の届出などを行っていない場合は許容すべきではない。

(注2) 需要家の屋内でB社がA社から小売供給を受け、当該需要家に転売する行為も含む。



B社は**物理的な電気の需要の実態がないにもかかわらず、小売供給の相手方となっていることから許容すべきではない**のではないか。

(注3) 現行法上もA社とB社との電気の需給契約は許容すべきではない。

(注4) 契約上の需要家の名義を「B社」に変更する行為もこのケースに含む。

◇【類型②】については、前述のとおり許容しがたい法制上の問題が認められることに加え、**第2弾法に基づく需要家への説明義務等がB社には課されず**、以下のような不適切な事例が想定されることから、**需要家保護の観点からも許容しえない**のではないか。(第2弾法において、無登録営業として罰則の対象となりうる。また、B社が小売電気事業者の場合、こうした行為は業務改善命令等の対象となる。)

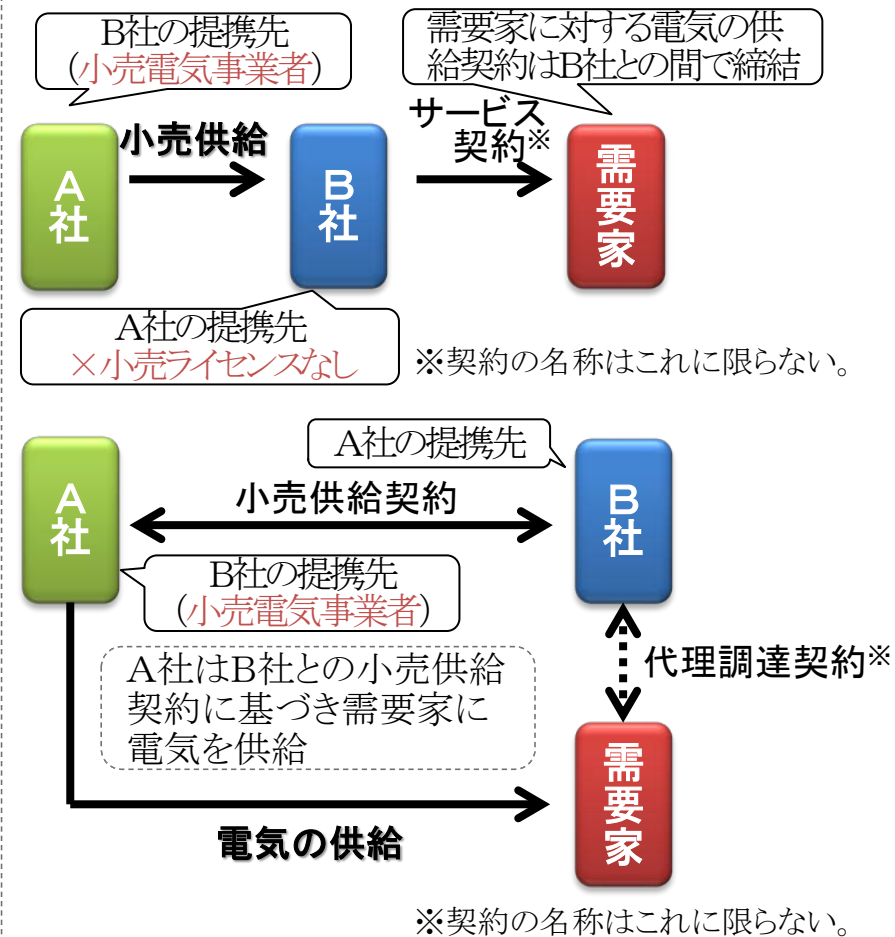
◆想定される不適切な事例◆

「需要家」が「B社」に対し、別の事業者からの供給を希望する旨伝えたところ、「B社」から契約締結前に説明を受けたものよりも高額な違約金を請求された。
⇒第2弾法の趣旨に反することが明らかにもかかわらず、「B社」は業務改善命令等の対象とならない。

「需要家」は「B社」に対し電気使用料を支払っているにもかかわらず、「B社」が「A社」に小売供給料金の支払いを滞納したため、「A社」は「B社」に対し、督促等を行った後、小売供給を停止(契約解除)した。
⇒「需要家」は自らの関知し得ないところで(突発的に)小売供給の停止(契約解除)を受けることとなる。

「A社」から電気の供給を受ける「需要家」の名義が「B社」に変更された場合、「需要家」は小売供給契約の当事者ではなくなる。
⇒「需要家」は自らの意思で事業者を選択できない。

【類型②】

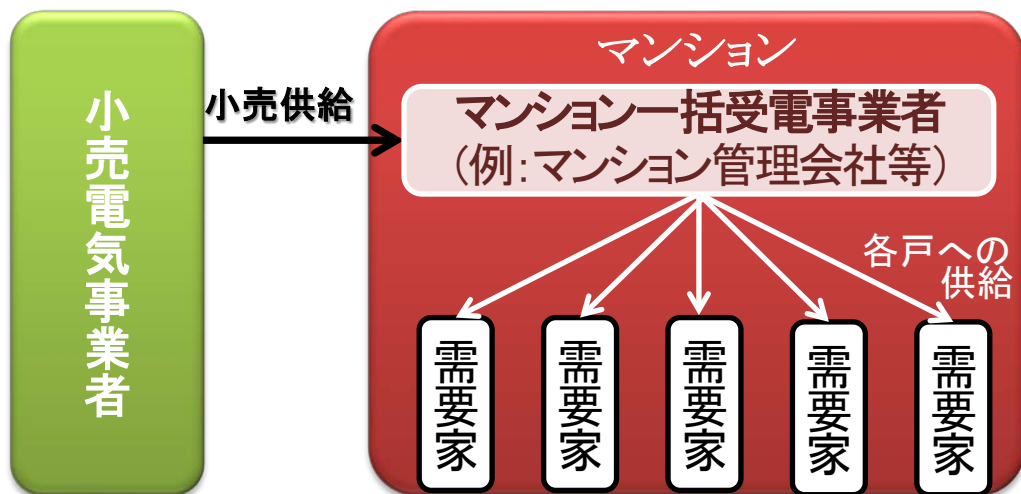


◇このほか、現行の電気事業法上許容されている「マンション一括受電」については、第2弾法上も許容されるものであるが、需要家保護の観点から、一括受電事業者が各戸へ供給条件等の説明などを適切に行うべきことをガイドラインで位置付けてはどうか。

◇また、今後新たなビジネスモデルとして想定される需要家代理モデル^(注)については、【類型②】とは異なり、小売電気事業者と需要家の間で小売供給契約が締結され、当該小売電気事業者を第2弾法の規制対象とすることが可能になることから、許容すべきではないか(こうしたビジネスモデルの場合も需要家と代理契約を締結する代理事業者が需要家に対し、小売供給の供給条件等の説明等を行うべきことをガイドラインで位置付けてはどうか。)。

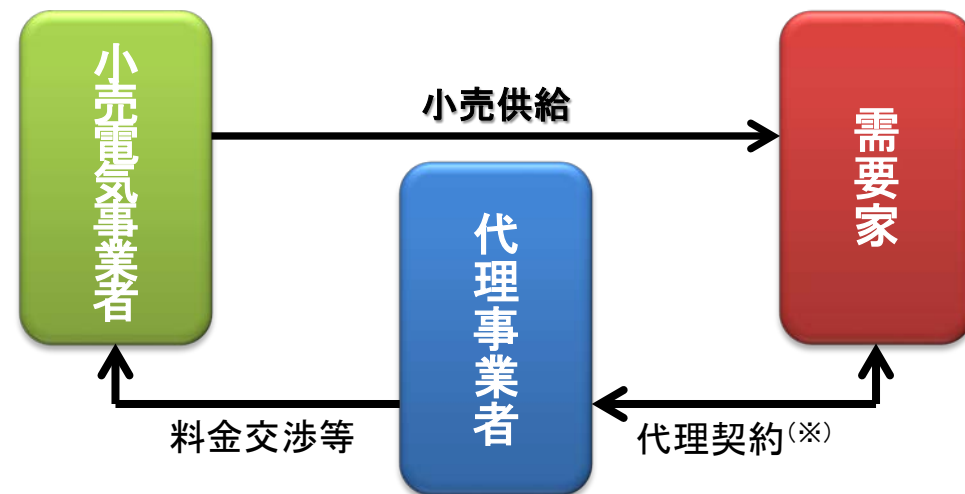
(注) 需要家に代わって、小売電気事業者との料金交渉や料金請求等をまとめて行うことや、代理サービスを他のサービスとセットで提供すること等により、需要家にメリットをもたらすビジネスモデル。

【マンション一括受電モデル】



受電設備の所有や維持・管理を行うなど、受電実態を有するマンション一括受電事業者がマンション各戸の需要家に供給する行為は、マンションという一の需要場所内での電気のやりとりとして、電気事業法上、非規制。

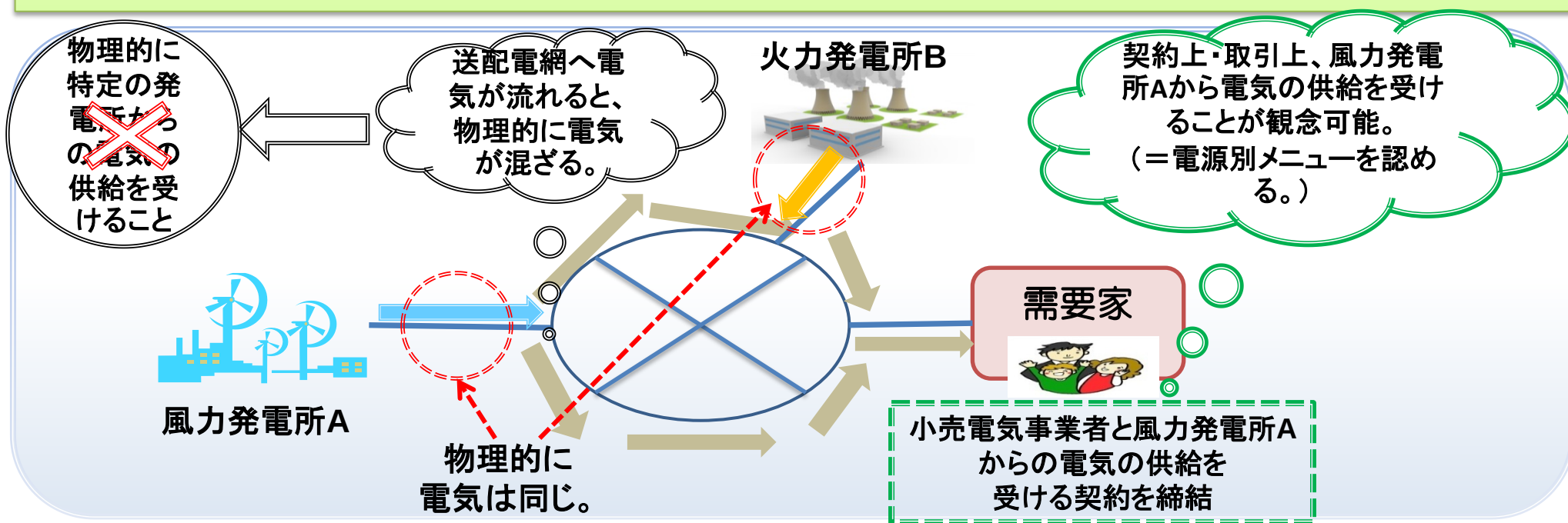
【需要家代理モデル】



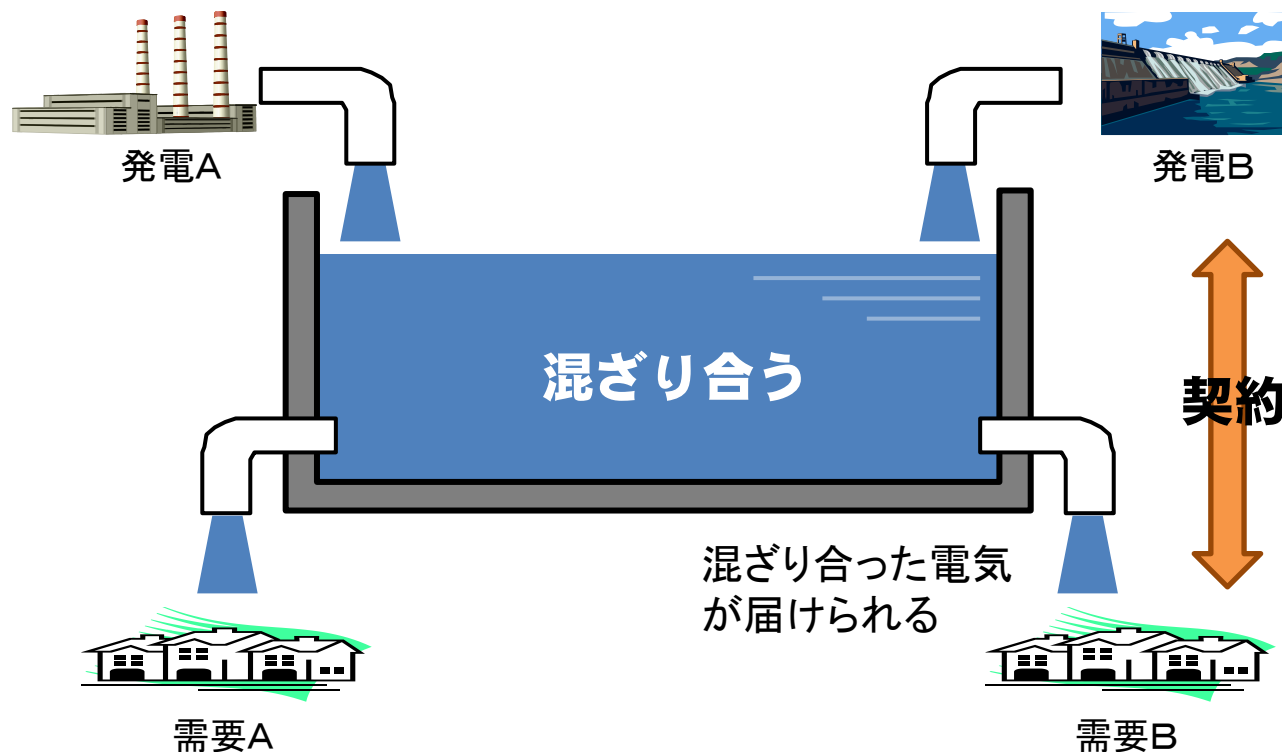
アグリゲータはあくまで「需要家の代理」であり、小売供給契約の主体は小売電気事業者と需要家。
(※) こうした代理サービスを通信など他のサービスとのセットで提供することも許容される。

4. 電源別メニューと実際に供給を受ける電気との関係【前提】

- 物理特性として、電気はどこで発電されたかに関わらず、全て同じ。
- もっとも、発電設備からの電気を需要家へ送り届けるための専用の送配電線であれば、特定の発電所から発電された電気から供給を受けたといえるが、電気を需要家へ送るために送配電網に電気を流す場合、物理的に電気は混ざってしまい、特定の発電設備から電気の供給を受けることはできない。
- ただし、通常、電気の取引は、発電事業者からその発電量を小売電気事業者が調達して需要家に供給するという形態がとられており、契約上・取引上、個別の電源から買うということを観念的に擬制している。例えば、天然ガス発電を想买い消費者が多ければ、天然ガス発電事業者に取引の申込みが増え、価格は上がりその結果として、天然ガス発電所の投資が進む、といった形で、契約上・取引上観念することに伴う効果が発生する。



- 発電した電気が電力系統に送られると、電力系統の中で、他の発電所で発電された電気と混じり合うこととなる。これは、複数の蛇口からプールに注がれた水が、プールの中で混ざり合うことと同様。
- 需要家が電気を使う際には、プールで混ざり合った水が出てくるように、どの発電所で発電された電気かが区別されずに、配電網を通じて届けられることとなる。
- ただし、発電事業者と小売事業者の間での契約においては、発電と需要の対応付けをしている。そのため、例えば、「FIT制度による交付金の交付を受けていない再生可能エネルギーで発電した環境価値の高い電気のみを買う」といった契約を結ぶことも可能。



契約上は、発電と需要の対応付けをしているため、「特定の発電所で発電した電気を買う」ことも可能。

5. 固定価格買取制度における交付金の交付を受けて調達した 再エネ電気に関する表示のルール

費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること①【前提】

○交付金による費用補填を受けたFIT電気について、需要家に対して再エネであることを付加価値として訴求し、販売することが不適切であることについては、以下のとおり、第9回制度設計ワーキンググループにおいて、結論を得たところ。

＜検討＞

第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料より抜粋

FIT制度を利用した場合、小売電気事業者は、通常調達に必要となる費用を超えた費用については、全ての需要家が負担する賦課金を財源とした交付金という形で費用の補填を受けることができる。そのため、交付金という形で費用の補填を受けて小売電気事業者が買い取り、販売する電気の電気価値を超えた付加価値については、その小売電気事業者から調達した特定の需要家に帰属するのではなく、負担に応じて全ての需要家に帰属すると考えることが適切ではないか。

そうだとすると、この場合において「再生可能エネルギーにより発電された電気」であることを付加価値とした説明をし、販売することを認めるべきではないのではないか。

この整理を前提とすると、以下のような整理となる。

＜結論＞

■ **再エネ電気であることを付加価値とした説明をし、販売することが適切な場合**

ーFIT制度を利用しない場合(次頁(1))

ーFIT制度を利用する場合で、交付金という形での費用補填を受けていない場合(次頁(2)①)

■ **再エネ電気であることを付加価値とした説明をし、販売することが適切でない場合**

ーFIT制度を利用する場合で、交付金という形で費用補填を受けている場合(次頁(2)②)

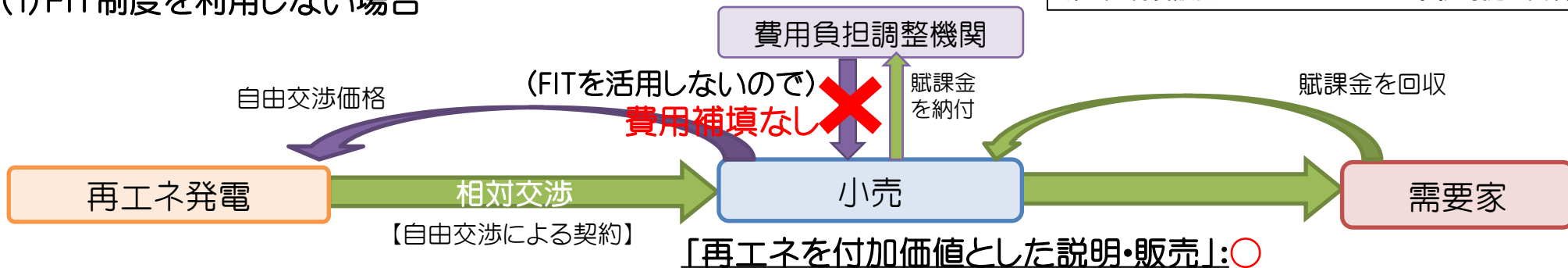
(注1)FIT制度は、交付金という形で費用の補填を受けた小売電気事業者が電気を販売する際に、再エネ由来電気であること等を付加価値として需要家に電気を販売することを想定した制度ではない。

(注2)FIT制度による再生可能エネルギーの導入拡大は、発電した電気の固定価格・期間での買取義務によって十分図られることから、このような整理をしたとしても、再生可能エネルギーの導入拡大の障害とはならないのではないか。

「再生可能エネルギーにより発電された電気」 であることを付加価値とした説明をし、販売することの可否(イメージ図)

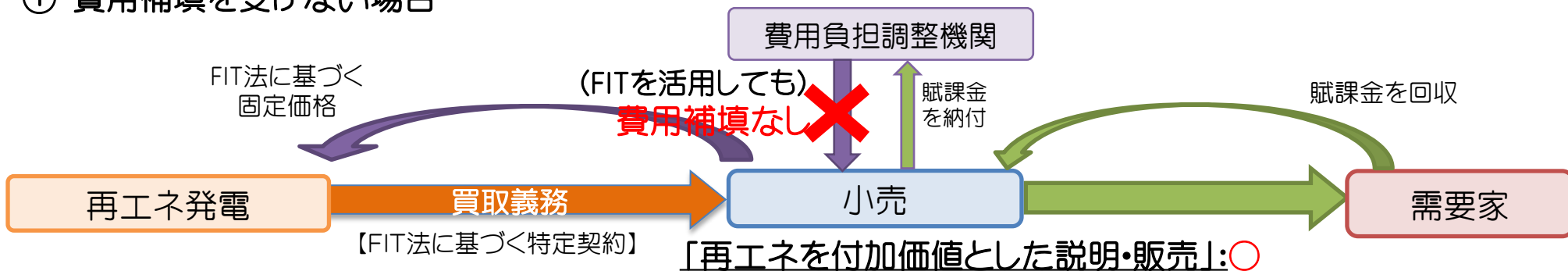
第9回制度設計ワーキンググループ事務局提出資料

(1) FIT制度を利用しない場合

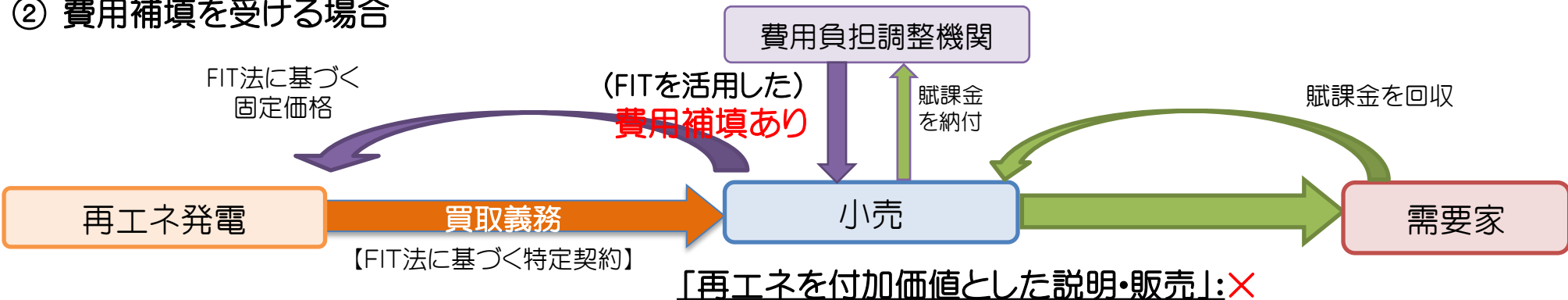


(2) FIT制度を利用する場合

① 費用補填を受けない場合



② 費用補填を受ける場合

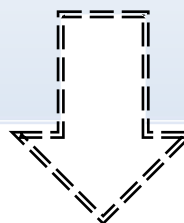


費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること②【具体例】

○具体的には、少なくとも以下の場合が「再エネであることを付加価値として訴求し、販売すること」に該当することとすべきではないか。

<具体例>

- (1)「グリーン電力／クリーン電力／きれいな電気」その他これらに準ずる用語を用いたメニューを設定し、需要家へ訴求・販売すること。
- (2)他の電気と区別せずに販売する場合であって、グリーン／クリーン／きれいな電気の比率が高い電気であることを需要家へ訴求し、販売すること
- (※)「地産・地消」メニュー(詳細は42頁参照)を設定し、需要家へ訴求・販売することは、供給する電気を発電する発電設備の立地地域を付加価値としているものであることから、「再エネであることを付加価値として」いるとは言えず、認められることとしてはどうか。



論点については、
次頁参照。

費用補填を受けたFIT電気について、 再エネであることを付加価値として訴求し販売すること③【論点】

<論点>

再生可能エネルギーとしての付加価値がない電気であることの説明(次頁参照)を条件に、①「太陽光発電電気／再生可能エネルギー電気／FIT対象電気」メニューなどとして販売すること、及び②他の電気と区別せずに販売する場合であって、太陽光発電電気／再生可能エネルギー電気／FIT対象電気の比率の高い電気であることなどを需要家へ訴求し、販売することを認めるべきか。

認めるべきとする考え方

・「再生可能エネルギー」などといった表現は、事実の表示に過ぎない。

・再生可能エネルギーとしての付加価値がない電気であることを説明すれば再エネであることを付加価値として販売していることにはならない。

・再生可能エネルギーの普及促進に繋がる。

認めるべきではないとする考え方

・電気は、物理的に特定の発電所から電気の供給を受けることはできないことから、必ずしも事実の表示とはいえない。

・FIT制度による交付金の交付を受けずに全てのコストを負担して再生可能エネルギーを販売する事業者との公平性を阻害。

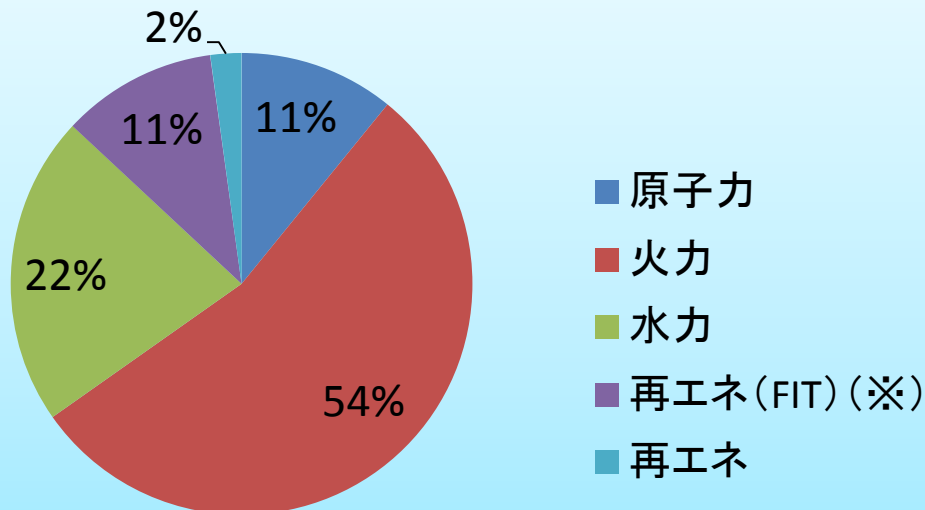
・再エネとしての付加価値がないことを説明したとしても、「再生可能エネルギーであること」を訴求し、販売している以上、FIT電気の「再エネとしての付加価値」を売りにして販売していることに他ならない。

・再生可能エネルギーの導入拡大は、FIT制度による発電した電気の固定価格・期間での買取義務によって図られている。

○再生可能エネルギーとしての付加価値がない電気であることの説明を条件に「再生可能エネルギー電気」と表示することを認めるか否かにかかわらず（前頁参照）、他の電源構成を供給する電気の特性として販売する場合は、その供給する電気の一部にFIT制度による交付金の交付を受けた再生可能エネルギーが含まれている場合がありうる。その際に電源構成を表示するにあたっては、全国の需要家の負担による補填を受けているという特質を踏まえた説明が必要。

○そこで、消費者の理解の増進・適切な選択の機会の確保の観点から、FIT電気については、小売電気事業者に対して、以下の事項の説明及び記載を求めることとしてはどうか。

（※）あらかじめ自主的に会社のホームページ等に調達している電源の全体像を示す場合や営業に際して消費者から電源構成を問われた場合など消費者に対して任意に開示する場合についても、下記に準じた表示をすることが望ましい。



（※）この電気は、全国の需要家の皆様に御負担いただいた賦課金に基づく交付金による補填を受けたものであり、CO2排出量ゼロという価値などの再生可能エネルギーであることの付加価値を有しておりません（CO2フリーの電気とは異なります。）。

注) FIT電気に関する説明事項については、電源構成全体の表示と近接した箇所に記載し、かつ見やすい文字の大きさとすること。

6. 環境価値の取扱い

新制度の導入に伴う環境価値の帰属及び配分方法(「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」に基づく算定・報告・公表制度における取扱い等)について、新制度における負担の考え方等を踏まえると、①地域間調整を実施することにより、買取りを行った事業者の需要家以外の需要家にも、当該買取りに負担を求めることになること(低圧部門の太陽光発電については、事実上、一般電気事業者のみが買取りを行うと想定されるが、サーチャージ負担はPPSの需要家にも求めることを含む。)、②制度全体でできる限り統一的な扱いとすることが望ましいこと、等を勘案すれば、全ての電気事業者の排出係数を何らかの形で調整し、その結果として、負担に応じて全需要家に環境価値が分配・調整されるという扱いとすることが適当である。

(注1) 別途、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)」における非化石電源比率の算定に際しての考え方についても、適切な場で整理することが必要である。

(注2) 買取制度の枠外で取引された再生可能エネルギー電気については、現行制度の考え方を踏襲すれば、買い取った電気事業者を通じて、その電気の需要家のみに環境価値が分配される。

(1) 電源構成開示の義務化

○消費者団体からは電源構成の開示義務化に積極的な以下の意見が寄せられているところ。

○ドイツにおける電源構成の開示義務化は、省エネ促進、再エネ促進、脱原発・脱化石燃料の政策方向に合致したものであり、このような「真の消費者ニーズ」の発掘・顕在化することに繋がる。

(※)ただし、ドイツにおいて開示を義務付けているのは、「実際に調達し、販売する電気」の電源構成ではなく、「過去に調達した電気」の電源構成である点には、留意が必要(電源構成の開示を義務付けている諸外国の多くは、「過去に調達した電気」の電源構成を対象としている。))。

○消費者にとって、電源構成に関する情報を容易に得られること、特に原子力や石炭の比率など、小売事業者にとっては開示したくない情報を得られることにより、「満足感」「納得感」を伴った選択が可能となる。

○消費者は、商品自体のみで選ぶのではなく、その商品がどこでどのように作られているのか、商品の一生・ライフサイクル全体を考えて商品を選択するため、同じ電気であっても、それがどのように発電されたかという情報は、消費者にとって、極めて重要な情報となる。

○事業者からは、以下のとおりの両論の意見があったが、開示の義務化に対し慎重な意見も複数寄せられた。

＜開示義務化に積極的な意見＞

- 消費者の選択肢の拡大に資する。
- エネルギーのトレーサビリティに繋がる。
- FITで調達している事業者については、電源構成開示の義務化により営業上の優位に働くこともある。

＜開示義務化に慎重な意見＞

- お客様が電気を購入される際の環境面の指標としての開示という事であれば、現在各種法規制における規制があり公表もされている（例えば、CO2排出係数については、温対法に基づき公表が義務付けられている）のでそれで十分では無いか。
- 全ての小売事業者に開示を義務化する必要はない。自主的に開示する事業者に向けたガイドラインを整備し、開示するか否かは事業者に委ねるので良いのではないか。需要家の獲得にあたって小売事業者の電源構成が重要となるのであれば、開示する事業者は必然として増えることになるかと想定される。
- 電源構成のみ（供給計画での構成）を開示するとしても規模や事業エリアによっては電源が特定される可能性がある（市場調達の依存状況や、規模の大きい水力等があればその新電力の事業エリアと照らし合わせると容易に調達先が特定可能となる。）。
- 電源構成は電力販売事業者にとって、まさにコスト構造そのもの（他産業でコスト構造を公開するような例はないのではないか。）。
- 卸電力取引所から調達した電気やインバランス供給を受けた電気などについての電源構成の特定方法次第では電源の仕分けの負担が極めて大きくなる。
- 特に発電・小売電気事業を一体として行っている会社において電源構成が分かると、電源コストを推測することが可能となる。そのため、例えば一般電気事業者が行っている火力電源入札の際に、他社がライバル会社である当社の電源コストを推測して入札をすることにより、事業者間の競争を歪めるおそれがある。

- また、電源構成開示の義務化に賛成する事業者においても、以下(1)の点に配慮すべきとの意見が複数寄せられた。
- また、賛否を明らかにできないとの回答があった事業者については、以下(2)の考え方が明確にならないと判断できないとの意見が複数寄せられた。

(1) 配慮すべき事項について

- 営業情報を含む大変重要な内容であるため、開示を義務付ける範囲は、大まかな範囲(例:火力〇〇%、水力〇〇%、再エネ〇〇%)に限定すべきであり、営業情報の開示につながるような個別電源名・発電所名まで特定するような情報開示は回避すべき。
- 過去の実績かつ事業者毎の開示義務化に留めるべき。

(2) 考え方を明確にすべき事項

- 電源構成開示の頻度
- 開示が義務付けられる対象(事業者毎の電源構成かメニュー毎の電源構成か)
- 開示が義務付けられるのはいつの時点のものか(販売する電気か前年度の実績か)
- FIT電気の開示方法
- 電源種が特定困難な常時バックアップを受けて調達した電気・卸電力取引所を通じて調達した電気・インバランス供給を受けた電気についての電源構成の開示ルール
- 違反した場合の効果
- 温対法上の二酸化炭素排出量の算定方法との整合性

○電源構成開示の義務化に関する、海外の状況については以下のとおり。

		EU	英国	フランス	ドイツ	スペイン	米国		カナダ	
							カリフォルニア州	テキサス州	アルバータ州	オンタリオ州
事業者の開示に対する法的義務	義務の有無	○有り	○有り	○有り	○有り	○有り	×無し	×無し	×無し	×無し
	開示対象	実績(前年(取りまとめ前は前々年))	実績(前年(取りまとめ前は前々年))	実績(前年(取りまとめ前は前々年))	実績(前年(取りまとめ前は前々年))	実績(前年(取りまとめ前は前々年))				
	根拠条文	➢ 2009年EU指令第3条第9項	➢ The Electricity (Fuel Mix Disclosure) Regulations 2005 ➢ Standard conditions of electricity supply licence, Condition 21	➢ Decree 第2004-388号第5条	➢ エネルギー事業法(EnWG)第42条	Ley 24/2013, de 26 de diciembre, del Sector Eléctrico. 第46条第1項m)				
商品別開示に対する法的義務	義務の有無、内容	×無し	×無し	×無し	×無し	×無し	○有り	△(再エネのみ)	×無し	×無し
	開示対象						前年実績・販売電気	実績(前年)		
	根拠条文						➢ California PUC(Public Utilities Code)398.4 ➢ California Code of Regulations 1393条b項	➢ PUC 25.475 (g) (5) Renewable Energy Disclosure ➢ PUC 25.476 (h) Annual update		

○電源構成開示の義務化については、どのように考えるべきか。

義務化すべきとする考え方	義務化すべきではないとする考え方
・「<u>需要家の選択肢の拡大</u>」の観点から重要。	・電源構成を選んで電気を選択したい消費者にとっては、<u>小売電気事業者が電源構成を開示していなければ、当該消費者はその小売電気事業者から電気を調達しないということになるに過ぎず、義務化せずとも「需要家の選択肢の拡大」の機会を損なうことにはならない。</u>
・<u>小売電気事業者にとって、現実的に開示が可能な範囲であれば、企業戦略上の問題や電源仕訳の負担の問題を解消できるのではないか。</u>	・電源構成は小売電気事業者にとって電気の調達先であり、<u>企業戦略そのものに関わるもの</u>（仮に、<u>電源構成のみの開示であっても、事業者の規模や事業エリアによっては個別の電源が特定される恐れあり。</u>）。 ・全ての小売電気事業者に開示を義務付けた場合、複雑な電気の取引を行っている事業者も含め、<u>全ての小売電気事業者に電源の仕訳の負担を課すこととなる。</u>
・需要家の選択肢の拡大の観点からは、<u>現実的に開示が可能な範囲に留まったとしても開示を義務付けるべき。</u>	・<u>実際に供給される電気の電源構成と、開示した電源構成を一致させることが困難。</u>仮に、<u>過去の電源構成の開示を義務づけたとしても、消費者が購入する電気そのものの電源構成ではないことから、義務化をする程消費者の選択に資する有益な情報といえるのか</u>（かえって、混乱を招く恐れがないか）。

(2) 電源構成を供給する電気の特性として販売する際の説明ルール

○小売全面自由化により、消費者のニーズに応えるため、特定の電源構成に特化した料金メニューを作成するなど、特定の電源構成を供給する電気の特性とする電気を販売する小売事業者が出てくることが見込まれる。電気事業法上、小売電気事業者には、説明義務・書面交付義務（電気事業法第2条の13第1項・第2項）が課されており、こうした電源別メニューを販売する場合、消費者の誤認を防ぐ観点から、電源構成の内容を説明する必要がある（※）。

（※）全小売電気事業者に課す電源構成開示の義務化の議論ではない点には留意が必要。その点の議論については、21頁以降参照。

○そのため、特定の電源構成を供給する電気の特性とする電気を販売する際の説明の在り方について、統一的なルールを作成する必要がある。

○具体的には、以下の事項についてのルールを明確化すべく、ガイドラインを策定することが必要。

（※）ホームページに電源構成を自主的に公表するなどの場合は、当該ルールに準じた公表をすることが望ましい（ただし、この場合、電気の特性として販売するものではないことから、電源構成の時点の問題は、過去の実績を用いることは問題ないのではないか。）。

○いつの時点の電源構成を供給する電気の特性として販売することが認められるか（過去の実績を用いることで足りるのか、実際に販売する電気の電源構成とするのか）

○「実際に販売する電気」とは何か

○最低限開示が必要な電源の内訳

○FIT電気の開示方法（19頁参照）

○他社から調達した電気に関する電源の仕分け（特に、電源種が特定困難な常時バックアップを受けて調達した電気・卸電力取引所を通じて調達した電気についての電源構成の仕分け）の方法

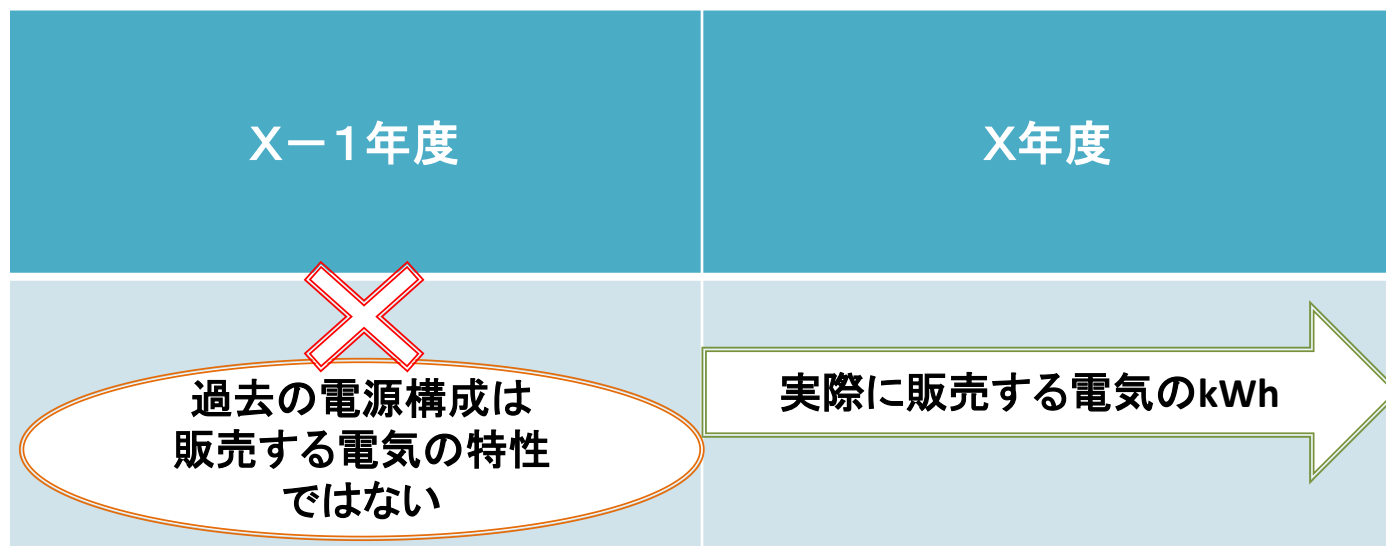
○その他（供給する電気の特性とした電源構成と異なる電源構成となった場合）

○いつの時点の電源構成を供給する電気の特性として販売することが適切か

- 販売する電気の電源構成を売りにすることから、実際に販売する電気の電源構成とすべき。
(※)過去(例えば、前年度又は前々年度)の実績の電源構成は、販売する電気の特性ではないため、過去の実績の電源構成を販売する電気の特性とすることはできない。

○「実際に販売する電気」とは何か

- 販売する電気の年度(4月1日～翌年の3月31日まで)のkWhをいうこととしてはどうか。ただし、販売する期間が年度に満たない場合は、当該期間のkWhとする。
＜例＞7月1日から新たに電源別メニューを販売する場合:7月1日～翌年の3月31日を単位
(※)電源構成は、厳密には分単位で変わりうるものの、現実的な電源構成の把握という観点に配慮。
(※)例外については、次頁参照。



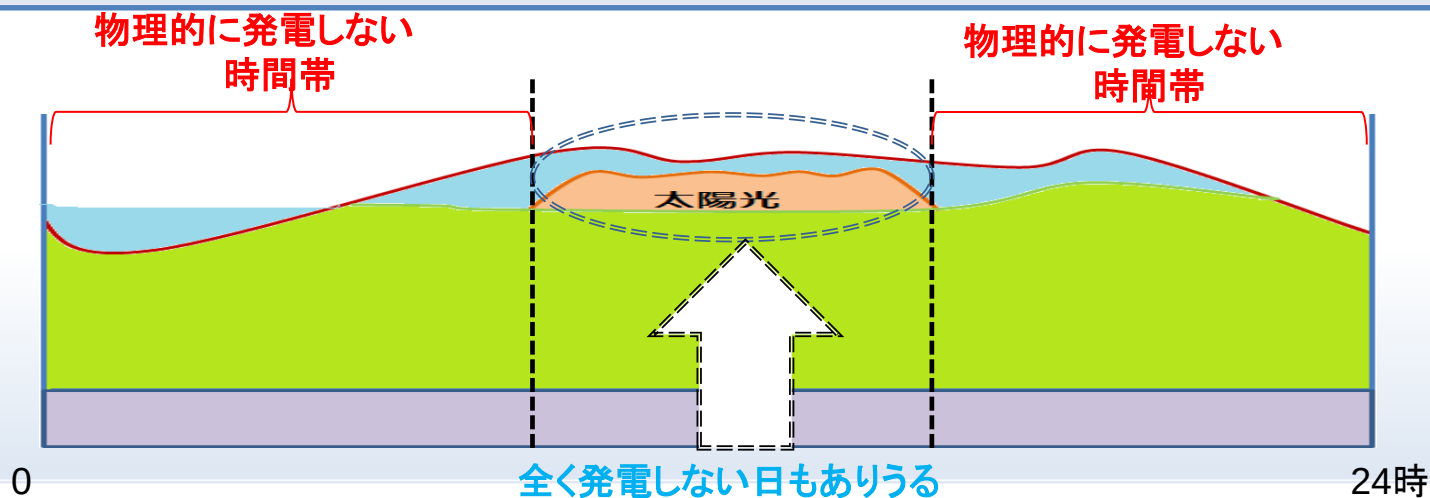
【論点】年度毎の総kWhとすることの例外について

電源構成を供給する電気の特性とする電気を販売するに際し、契約上又は電源の性質上、特定の時間帯において発電しないことが明らかな電源がある場合については、その時間帯において発電しないことを踏まえ、こういったルールを設定すべきか。

例えば、太陽光発電所が物理的に発電しない時間帯において、太陽光により発電した電気を供給していることを前提とした電源別メニューを作ること認めるべきか（具体的には、以下の図を参照。）。この点については、以下の2つの考え方がありうるが、事業者の創意工夫の余地の拡大や消費者への適切な表示の観点なども踏まえどのように考えるべきか。

考え方① 物理的に発電しない時間帯である以上、太陽光により発電された電気を販売することは観念できないことからこうした販売自体を認めない。

考え方② 電源別メニュー等特定の電源構成を供給する電気の特性とする電気の販売を認めるのは、契約上・取引上、個々の電源から買うことを観念的に擬制しているにすぎない。物理的に発電する時間帯であっても、発電しない日があるなど、同時同量を厳密に見ることが困難である以上、大きな差異はないことから、年度毎の総kWhを超えないことを前提に、認めるべき。



○他社から調達した電気に関する電源の仕分け(特に、電源種が特定困難な常時バックアップを受けて調達した電気・卸電力取引所を通じて調達した電気についての電源の仕分け)の方法

(1) 供給を受ける発電所を特定して電気を調達する場合の扱い

→ 当該発電所の電源種を持った電気としてカウント

(※) 分散型・グリーン売買市場(次頁参照)を通じて調達した電気やバランシンググループから調達する場合であっても電源を特定して調達する場合などはこれに該当

(2) 発電所を特定せずに電気を調達する場合の扱い(常時バックアップや卸電力取引所を通じた調達を除く)

→ 当該供給を行った事業者が供給する全ての電気の電源構成(＝事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウントすることも考えられるが、事実上困難なため、実際の電源構成如何にかかわらず、「その他」と分類することとしてはどうか。

(※) 電源を特定せずバランシンググループから調達する場合などはこれに該当

(3) 常時バックアップを受けて調達する場合の扱い

→ 常時バックアップについては、新規小売電気事業者のベース電源代替という性質を踏まえると、相当割合が原子力や石炭火力によるものと推定されることから、実績値を参照する又は想定値を用いるなどの何らかの方法により、一定の電源構成を仮定し、これを当てはめることとしてはどうか。

(4) 卸電力取引所(分散型・グリーン売買市場を除く)を通じて調達する場合の扱い

→ 取引所で約定された事業者の事業者別の電源構成を約定電力量に応じて加重平均した電源構成を持った電気としてカウントすること(※)も考えられるが、卸電力取引所の実務的な負担に鑑み、実際の電源構成如何にかかわらず、「その他」と分類し、どのような電源(例えば、原子力など)が含まれるかについて、説明させることとしてはどうか。なお、卸電力取引所による電源構成の開示の在り方として、どのような工夫がありうるか、今後検討することとしてはどうか。

(※) 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき、特定排出者(事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者)が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の報告を行う際の算定の基礎となる「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」の計算方法参照(次頁)

卸電力取引所を通じて調達する場合の二酸化炭素排出係数の考え方

■ 分散型・グリーン売買市場について

平成24年6月18日から一般社団法人日本卸電力取引所が運営している、分散型電源の余剰分やグリーン電力などの卸電力取引を行う市場。当該市場を通じて売電するにあたっては、発電機の種類等を掲示する必要がある、それを閲覧した取引所の会員が、入札を行う形態の市場。

■ 卸電力取引所を通じて調達する場合の二酸化炭素排出係数の考え方

温対法上、特定排出者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の報告を行うことが義務付けられているが、その際の算定の基礎となる「他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量」の計算方法として用いる取引所の係数の算出方法は、以下のとおり。

- 日本卸電力取引所の係数は、取引所で約定された事業者の事業者別の実排出係数を約定した電力量（以下「約定電力量」という。）に応じて加重平均することによりこれを算出する。

$$\text{取引所の係数} = \sum \left\{ \text{事業者別の実排出係数} \times \frac{\text{事業者の年間約定電力量}}{\sum \text{事業者の年間約定電力量}} \right\}$$

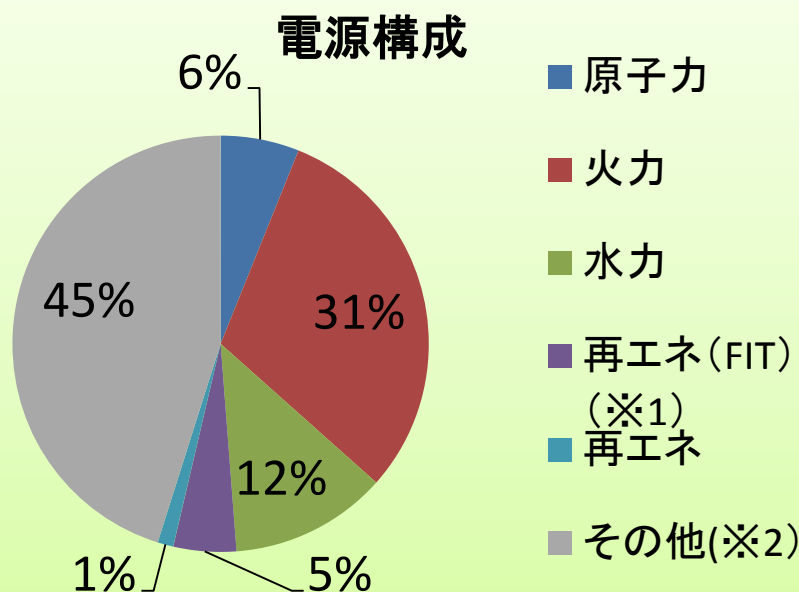
（※）電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について（20150325産局第13号・20150325資庁第1号・環地温発第1503306号）平成27年4月1日）より抜粋

○最低限開示が必要な電源の内訳

→ 火力発電・水力発電・原子力発電・再生可能エネルギー(FITに基づき交付金の交付を受けている電気か否かの別、受けている場合は19頁の説明を行うことが必要)としてはどうか。

その上で、更に細かい電源の内訳を明らかにするかについては、小売電気事業者の判断に委ねることとしてはどうか。

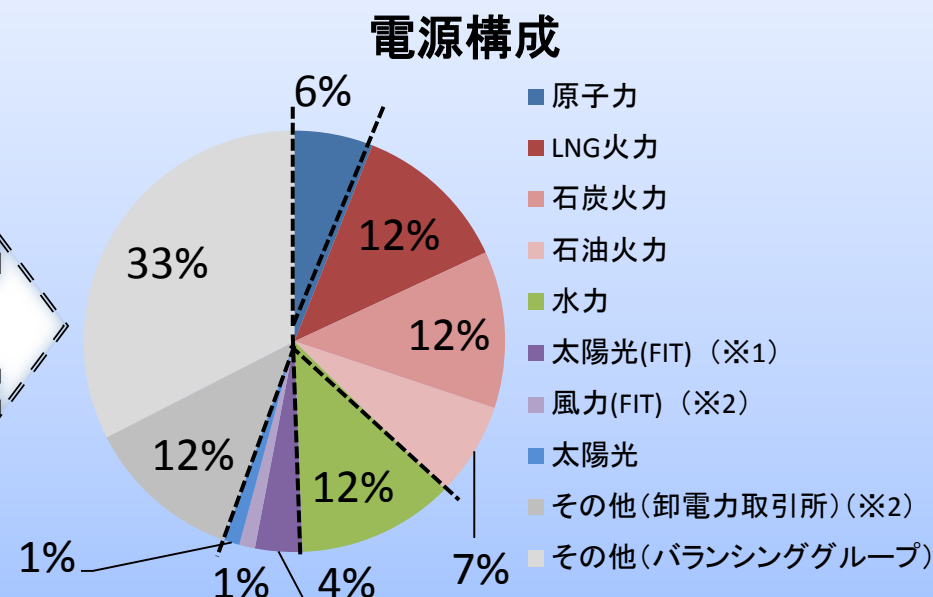
(※)揚水発電については、水力発電として整理する。



(※1)説明の内容については、19頁参照

(※2)説明の内容については、31頁参照

→メニュー別係数を作成する際に最低限必要な開示



(※1)説明の内容については、19頁参照

(※2)説明の内容については、31頁参照

→より詳細な電源構成を開示することは、任意

○商品特性とした電源構成と異なる電源構成となった場合は、説明義務違反の問題となり、業務改善命令の対象となる(電気事業法第2条の17第2項)。どのような場合に業務改善命令の対象となるかについては、個別ケースに応じて判断されるが、例えば、以下のような場合が想定される。

(※)なお、実際の電気の供給にあたっては、計画値との不足分や実需要量が実発電量を上回る場合があり、その差分について、一般送配電事業者からインバランス供給を受ける場合が発生する。その電気の電源構成の振り分け方については、次頁以降を参照。

○業務改善命令の対象となる例

販売当初から調達予定の電力に比して明らかに過大な顧客を獲得していた場合

(※)説明した電源構成と実績の電源構成が異なったことが判明した場合には、その旨、実績の電源構成及び異なった理由について、事後的に需要家へ説明することが望ましい。

(※)「電源構成は、実績により変わり得ます。」と説明・表示することについて

小売電気事業者が電源構成を供給する電気の特性として販売する際、自主的に「お示ししている電源構成は、過去の実績を踏まえた販売する電気に関する見込みの値であり、実績により変わり得ます。」などという説明をし、全体の電源構成の表示と近接した箇所に見やすい文字の大きさと表示をした場合であっても、販売当初から調達予定の電力に比して明らかに過大な顧客を獲得していたなどの場合については、違反の態様に悪性が認められ、業務改善命令の対象となりうる点には留意が必要。

【論点】

○一般送配電事業者からインバランス供給を受けた電気の電源構成の振り分け方については、①以下のように個別に算定する方法と、②卸電力取引所などと同様に、「その他」に振り分ける方法が考えられるが、いずれとすべきか。
(※)事後的な整合性の確認であるため、算定自体は可能。

■ インバランス供給を受けた電気の扱い

① 計画値同時同量制度を利用する場合

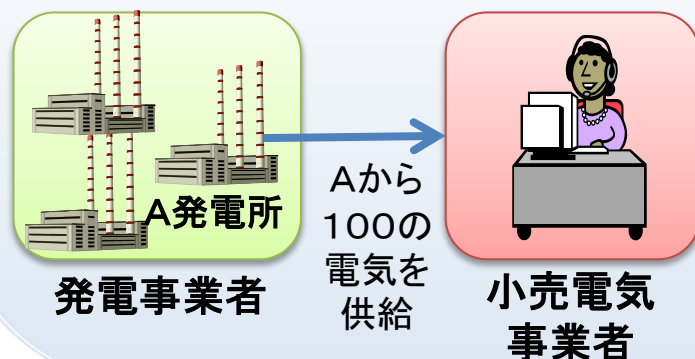
→小売電気事業者に発生する不足インバランスについては、インバランス供給を受けた一般送配電事業者が供給する全ての電気の電源構成(＝事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウント

(※)発電側インバランスとの関係について

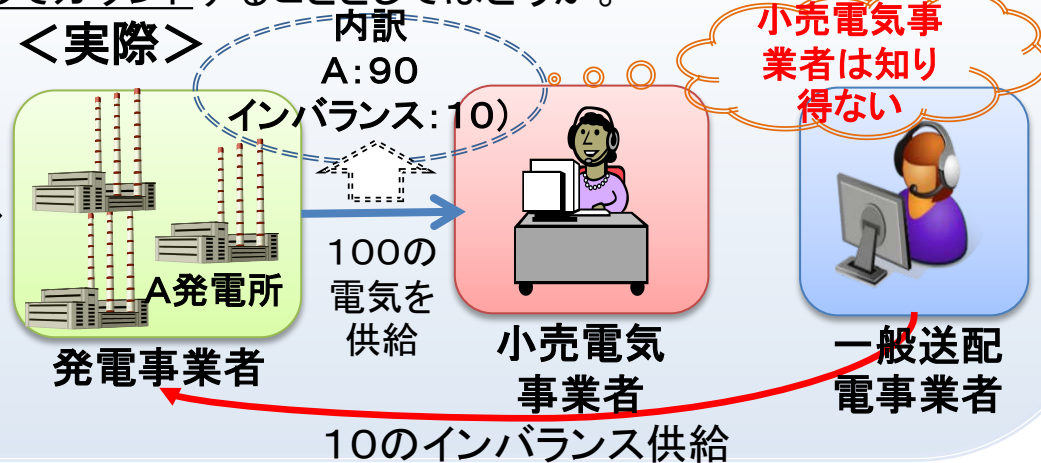
(a) 特定の発電所からの電気の調達を受けることとしている場合

特定の発電所からの電気の調達を受ける契約をしていたとしても、調達した電気が必ずしも特定の発電所からの電気ではない場合もありうる(下記の図参照)。しかし、計画値同時同量制度は、発電側と小売側それぞれでインバランスを算定することとしており、発電側のこのような事情は小売電気事業者は知り得ない。このため、電源構成の開示にあたっては、この点は考慮せず、契約により特定の発電所からの電気の調達を受ける場合、その契約に基づき調達を受けることとしている量の電気は、当該発電所から発電した電気としてカウントすることとしてはどうか。

<契約>



<実際>



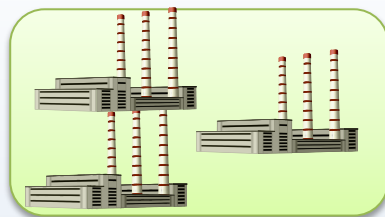
(b) 発電所を特定せずに電気を調達する場合

この場合、発電事業者等の小売電気事業者に供給をする者の全体の電源構成を持った電気としてカウントすることとなるが(31頁参照)、その者の電源構成を算定するにあたっては、インバランス供給(発電量調整供給)分も含める必要がある。

その場合は、インバランス供給(発電量調整供給)分は、インバランス供給を行った一般送配電事業者が供給する電気の電源構成を持った電気としてカウントする。

(※) 発電・送配電を一貫で行っている一般送配電事業者が供給する電気の電源構成については、発電用・送配電用の電気それぞれを区別することは現実的に困難であることから、発電事業用の電気も含めた一般送配電事業者たる会社が供給する全ての電気の電源構成としてはどうか。

(※) 旧一般電気事業者のうち発電・送配電を一貫で行っている事業者における発電部門の発電側インバランスについては、38頁の方法により算出された値をインバランスとしてみなすこととし、当該算出された量の電気については、当該一般送配電事業者が供給する電気の電源構成を持った電気としてカウントする。



発電事業者

<例>	発電計画量	実発電量	インバランス
発電事業者	300	250	-50

インバランス供給を行った
一般送配電事業者の電源構成を
持った電気とカウント

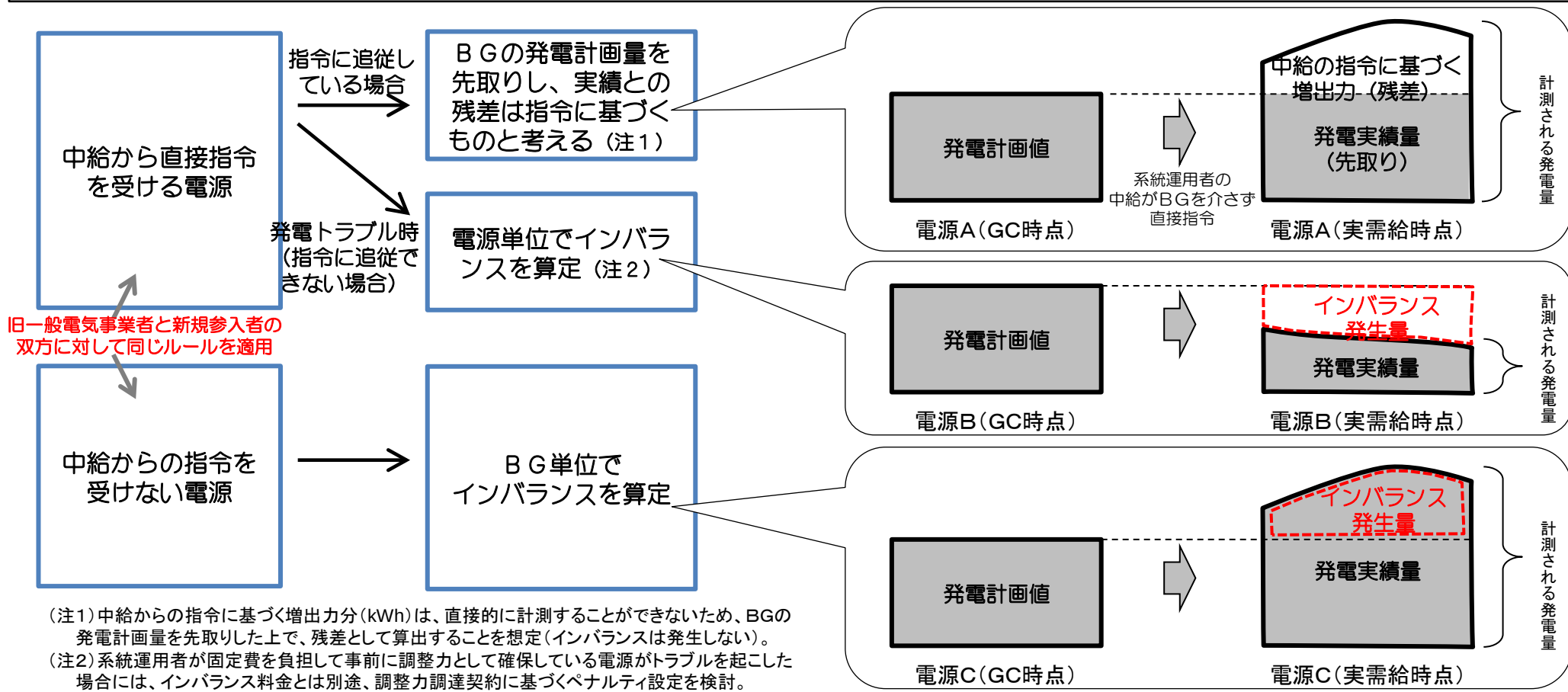
② 実同時同量制度を引き続き利用する場合

→ インバランス供給を行った一般送配電事業者が供給する全ての電気の電源構成(=事業者単位の電源構成)を持った電気としてカウント

- 小売全面自由化以後は、実同時同量制度から計画値同時同量制度へ移行。
- 具体的には、以下のとおり、発電側は実発電量と計画発電量の差分、小売側は計画需要量と実需要量の差分をそれぞれインバランスとして算定する。

	事業者	計画量 (発電量／需要量)	実量 (発電量／需要量)	インバランス	精算
発電部門	一般電気事業者の 発電部門	500	530	(次ページ参照)	(次ページ参照)
	その他発電事業者	300	310	+10 (310－300)	10の余剰インバ ランスを売り渡し
	発電合計	800	840	-	-
需要部門	一般電気事業者の 小売部門	500	550	-50 (500－550)	50の不足インバ ランスを買取
	その他小売事業者	300	290	+10 (300－290)	10の余剰インバ ランスを売り渡し
	需要合計	800	840	-	-

- 発電・送配電を一貫で行っている事業者における発電側インバランスの特定方法が継続検討課題(次頁参照)。
- 中給から指令を受けない電源については、BG単位での計画と実績の差をインバランスとし、他方、中給から直接指令を受ける電源については、指令に追従している時は平常時は計画と実績の差はすべて中給からの指令によるものとみなし、発電トラブル時は計画と実績の差をインバランスとして電源単位で精算することとしてはどうか。
- また、イコールフットィング確保のため、旧一般電気事業者と新規参入の発電事業者の双方に対し、同一ルールを適用してはどうか。



6. その他(特定の事項(電源構成を除く。)を供給する 電気の特性とする電気を販売する際のルール)

特定の事項(電源構成を除く。)を供給する電気の特性とする電気を販売 する際の説明の在り方① (CO2)

○小売全面自由化により、特定の電源構成(27頁以降参照)のみならず、低CO2や地産地消など**特定の事項を供給する電気の特性として販売**する小売事業者が出てくることが見込まれる。そのため、そのような場合には、電気事業法上の説明義務・書面交付義務の一環として、これらに関する一定の事項を説明する必要があり、この場合の説明の在り方についても一定のルールを作成する必要がある。

■ CO2を供給する電気の特性として販売する場合

低CO2メニューなど、CO2を供給する電気の特性として販売する際の説明のルールとしては、以下のとおりとはどうか。

① 説明を義務付ける内容について

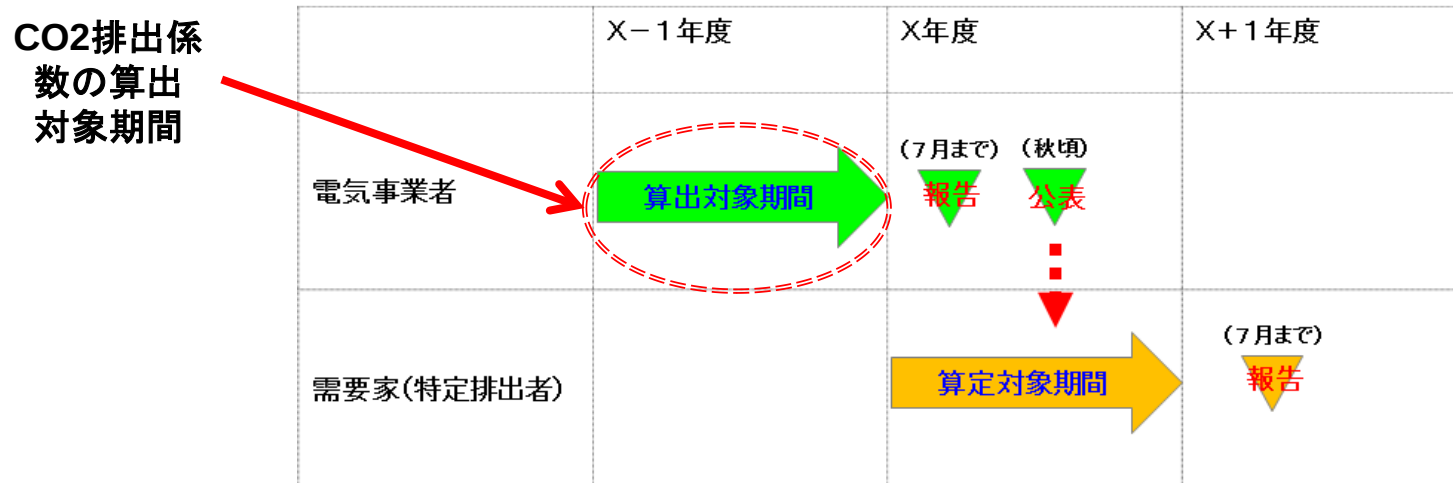
→ 電源構成及びその割合並びに表示された電源毎のCO2排出係数としてはどうか。

② いつの時点のCO2排出係数を商品特性として販売することが適切か

→ 電源構成の説明と同様、実際に販売する電気のCO2排出係数としてはどうか。

(※) 温対法に基づき特定排出者が温室効果ガス排出量の算定に用いることとされる電気事業者のCO2排出係数は、報告対象期間の前年度とされている。そのため、特定排出者に対し、CO2を供給する電気の特性として販売する場合には、温対法上の報告に用いることができるCO2排出係数を併せて開示すると共に、販売する電気のCO2排出係数は、温対法上の報告に用いることができるものとは異なる旨を説明・開示することが望ましい。

＜参考＞現状の温対法に基づく特定排出者の温室効果ガス排出量算定・報告のフロー



③ CO2排出係数算出の時間的単位について

→ 電源構成の説明と同様、販売する電気の年度(4月1日～翌年の3月31日まで)を単位としてはどうか。ただし、販売する期間が年度に満たない場合は、当該期間とする。

④ その他の事項について

→ 温対法に基づき特定排出者が報告する温室効果ガス排出量の算定方法の考え方に準じて算出を行うこととしてはどうか(電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について(20150325産局第13号・20150325資庁第1号・環地温発第1503306号)平成27年4月1日) 参照)。

特定の事項(電源構成を除く。)を供給する電気の特性とする電気を販売 する際の説明の在り方②(地産地消)

42

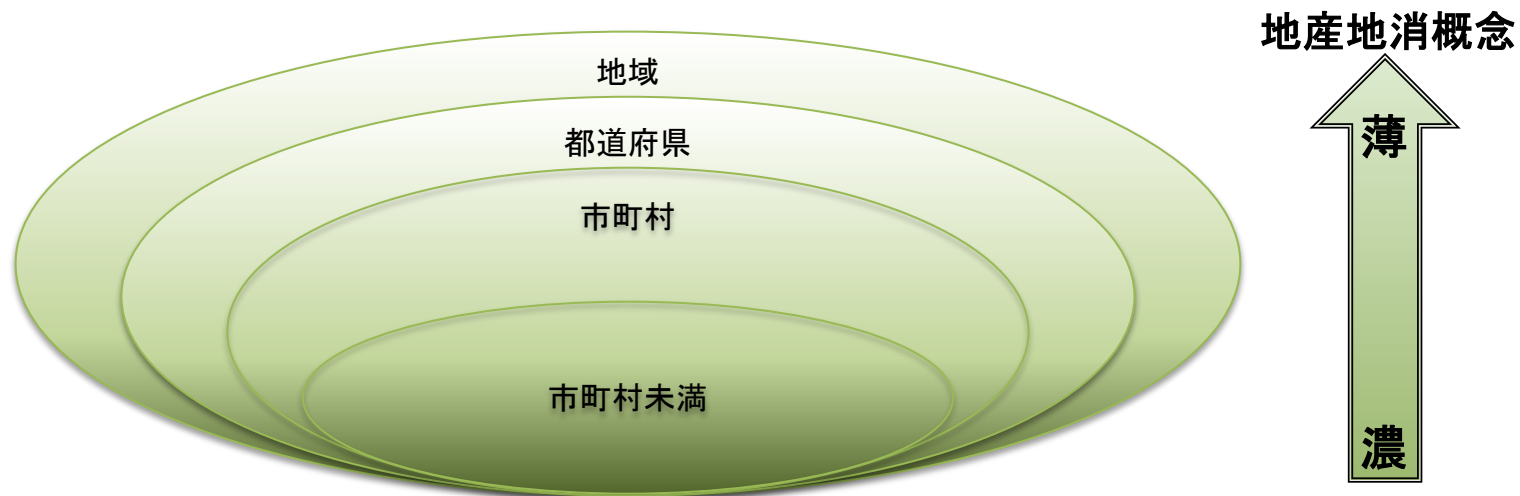
■ 地産地消であることを供給する電気の特性として販売する場合

地産地消メニューなど、当該需要家が消費する地域で発電した電気であることを供給する電気の特性として販売する際の説明のルールとしては、以下のとおりとはどうか。

なお、送配電網へ電気を流すことによって物理的に電気が混ざってしまうが、契約上・取引上、個別の地域の電源から買うことを観念的に擬制することにより、一定のルールに従った地産地消メニューを認めることとしている(12頁参照)。

①地産地消と説明することが適切な場合について

地産地消とは、特定の地域の発電所との契約により、同じ地域でその調達した電気を販売し、消費することをいう。その場合、地域の範囲を限定すべきか、することが合理的に可能か。

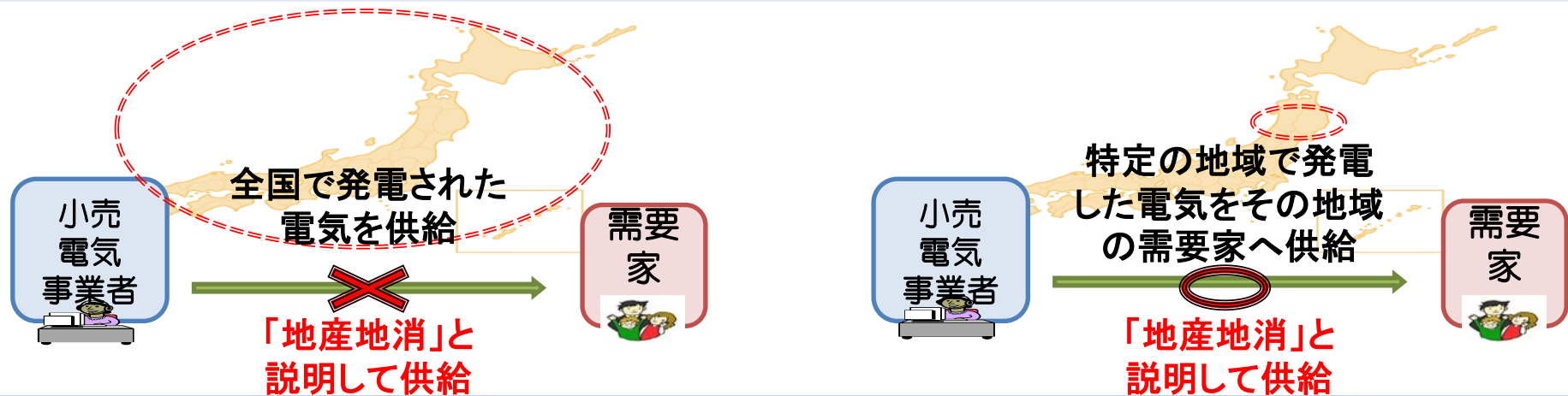


特定の事項(電源構成を除く。)を供給する電気の特性とする電気を販売する際の説明の在り方②(地産地消)

①地産地消と説明することが適切な場合について(検討)

仮に都道府県単位などと特定の地域的範囲を限定をしたとしても、県はまたぐものの物理的に発電設備の所在地が隣接している場合などについて地産地消と訴求することを認めないとするのは適当ではない。このため、前頁のとおり、地産地消概念というのは、幅広く濃淡があるが、適切な説明(②参照)を前提として、**地域的範囲を限定しない**こととしてはどうか。

(※)ただし、地産地消という場合、一定の限定された地域において発電し消費されることが基本であり、例えば、関東地方など一定の広い地域を特定して「地産地消」であることを供給する電気の特長とする電気を販売することは必ずしも望ましいとはいえない。少なくとも、現在の一般電気事業者の供給区域のような広さで「地産地消」と表示できるのであれば、現在の一般電気事業者の 販売する電気はほぼ全てが「地産地消」になってしまい、競争条件の公平性の観点からも望ましくない。



② 説明を義務付ける内容について

→ 対象とする地域において発電した電気を当該地域の需要家に供給することとしてはどうか。

③ 算出の時間的単位について

→ 販売する電気の年度(4月1日～翌年の3月31日まで)を単位としてはどうか。ただし、販売する期間が年度に満たない場合は、当該期間とする。

7. 全面自由化後の小売営業に関するガイドラインなどでのルール整備

- ◇電気事業法等の各種規制の運用について各種ガイドラインで指針を示すことは、規制の執行に関する予見性・透明性を高め、電気事業者が規制を遵守した上で経営自主性を発揮する上で重要。
- ◇小売全面自由化により、多様な事業者の新規参入や、新たなサービスの提供などが進むことが期待されるが、他方、需要家利益を無視した事業活動などにより小売市場が混乱するおそれもあり、これを避けるためには、最低限のルールを定めガイドラインなどの形で広く周知しておくことが必要。
- ◇第2弾改正で措置された小売事業者の説明義務等に関しては、新たなガイドラインを策定することとしているが(28ページ参照)、これまでのWGでの検討結果等も踏まえ、併せて以下の事項についても同様にガイドラインなどで指針を示すこととしてはどうか。

小売営業関連で指針を示す必要がある項目（案）

- (1) 電気料金の設定方法に関する事項
- (2) 停電に関する問い合わせへの対応
- (3) 不当な情報提供に関する事項
- (4) 小売電気事業者が契約解除の申込を受けた際の本人確認に関する事項
- (5) 小売電気事業者の発意による契約解除時の手続に関する事項
- (6) 小売電気事業者としての登録を受けずに需要家に電気を供給する行為に関する事項
- (7) 不当な解約制限に関する事項
- (8) 特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給に関する事項
- (9) 一般送配電事業者に対して自己に有利な取扱いとするよう働きかける行為に関する事項

※上記のほか、説明義務・書面交付義務に関しては別途ガイドライン化を行う。

(備考) 小売全面自由化の実施に先立って電力取引監視等委員会を創設することを予定している。そのため、市場監視や料金審査の実務を同委員会が行っていくことを見据えて今後検討を深める中で、項目の変更・追加が生じることも考えられる。

【小売営業に関連する主なガイドライン】

説明義務等のガイドライン【新設予定】

(主な内容)

- ・小売電気事業者が需要家との契約時に行う説明や書面交付についての具体的な内容・方法

◆ 法律や省令よりも更に詳細な内容をガイドラインで規定

供給計画ガイドライン【新設済・要改正】

(主な内容)

- ・供給計画における需給バランスの算定方法

◆ 法律や省令よりも更に詳細な内容をガイドラインで規定

適正取引ガイドライン【要改正】

(主な内容)

- ・公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為や、法律上問題となる可能性の低い行為
- ・公正かつ有効な競争の確保の観点から、電気事業法上の各種変更命令などの対象となり得る行為
- ・独占禁止法上違法となるおそれがある行為

◆ 公正競争の確保や電気の適正取引の確保の観点から電気事業者向けのルールを規定(一部は「審査基準」においても規定する内容)

電気料金情報公開ガイドライン【要改正】

(主な内容)

- ・料金規制の対象となっている料金についての、行政や事業者が行うべき情報公開の対象と方法

紛争処理ガイドライン【要改正】

(主な内容)

- ・事業者が紛争を申し出た場合の処理に関する行政機関内の手続や、規制機関が行うあっせん・仲裁の方法

(参考) 電気事業法の体系

電気事業法

託送料金規制、経過措置料金規制、説明義務、書面交付義務、苦情処理義務、監視等委員会によるあっせん・仲裁、業務改善命令 等

政令

省令

【省令で定める事項の例】

- ・小売電気事業者が契約前に説明すべき事項の内容や説明の方法
- ・書面交付に代わる措置(電子メールの利用など)の内容

・供給計画に記載すべき内容

訓令・通達等

【例】電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準(訓令)

(審査基準で定める事項の例)

- ・託送供給等約款が不相当だとして変更を命じられることとなる場合の具体例
- ・小売電気事業者の登録取消が発動されることとなる場合の具体例

(注) 図中の矢印は主な対応関係を例示しているものであり、ガイドラインにおいてこれ以外の内容を定めることもある。

※1: このほか、電源建設に伴う系統増強のガイドライン(仮称・策定予定)、系統連系技術要件ガイドライン、系統情報公開ガイドライン、部分供給ガイドライン、火力入札ガイドラインなども存在。

※2: 定めるべき内容によって、複数のガイドラインの趣旨に合致する場合や上記以外のガイドラインで定めることも考え得る。

◇指針を定めるに当たっては、どのような行為が電気事業法上問題があるかや、公正な電力取引環境の整備や需要家利益の保護という観点からどのような行為が望ましいかを定めることが考えられる。

(1) 電気料金の設定方法に関する事項



需要家が料金水準の適切性を判断しやすいよう、

- 1) 電気料金の算出方法を明確に定め~~ない~~こと(「当社が毎月末に請求する額」や「時価」とするなど)を電気事業法上「問題のある行為」と位置付けるとともに、
- 2) ①料金請求の根拠となる使用電力量(kWh)等の情報を需要家に示すこと、②低圧需要向けの定型的なメニューを「標準メニュー」として公表することを、全ての小売電気事業者にとって「望ましい行為」と位置付けることとしてはどうか。

(備考) 現行の適正取引ガイドラインにおいて、一般電気事業者が「標準メニュー」を設定・公表することが、需要家間の公平性確保や、コストとの関係での料金の適切性の判断材料となるため、望ましいとされている(新電力は対象外)が、これは現在の一般電気事業者が小売分野において独占的地位を有していることを背景として設けられているもの。一般電気事業者という事業類型がなくなることから、事業類型の見直しに対応した改正を別途行うことを想定。

(2) 停電に関する問い合わせへの対応



停電に関する問い合わせについては、託送供給に関するものであったとしても、小売電気事業者が情報提供を行うことが適当であり、以下のような位置付けとしてはどうか。

- 1) 送配電要因であることが明らかな停電への対応
送電線の切断など、送配電要因で停電していることが明らかな場合には、送配電事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、小売電気事業者が需要家への問い合わせに対応することを、「望ましい行為」と位置付け。
- 2) 原因が不明な停電への対応
小売電気事業者が停電の状況に応じて適切な助言を行うとともに(ブレーカーの操作方法の案内等)、それでも解決しない場合に原因を特定するには送配電事業者や電気工事店に対して連絡を取る必要があることから、適切な連絡先を紹介することなどを、電気事業法上「望ましい行為」と位置付け。
また、小売電気事業者が問い合わせに応じないこと(需要家の相談に乗らない、送配電事業者の連絡先を需要家に伝えないなど)を、電気事業法上「問題のある行為」と位置付け。

(3) 不当な情報提供に関する事項



「当社の電気は停電しにくい」など、誤解を招く情報提供で自社のサービスに誘導しようとすることを、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

（備考）現行の適正取引ガイドラインにおいて、一般電気事業者が「新規参入者の電気については停電が多い」など、不当な情報を需要家に提供することは、独禁法上違法（取引妨害）となるおそれがあるとされている（新電力は対象外）が、これは現在の一般電気事業者が小売分野において独占的地位を有していることを背景として設けられているもの。一般電気事業者という事業類型がなくなることから、事業類型の見直しに対応した改正を別途行うことを想定。

(4) 小売電気事業者が契約解除の申込を受けた際の本人確認に関する事項



小売電気事業者が契約解除の申込を受けた際には、これが小売供給契約の相手方からの申込であることを適切な方法により本人確認すべきであり、これを怠った結果、需要家本人の意に沿わない解約手続を行うことは、需要家の利益を阻害するものであり、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

(5) 小売電気事業者の発意による契約解除時の手続に関する事項



小売供給契約の解除について、例えば以下の措置を取ることなどによる適切な対応を怠ることを、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」（業務改善命令等の対象となる可能性のある行為）と位置付けてはどうか。

- 1) 小売供給契約解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行うこと
- 2) 解除予告通知の際に、無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給（経過措置期間中は特定小売供給）を申し込む方法があることを説明すること
- 3) 小売契約解除に伴う託送契約の解除を行う10日程度前までに、小売契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送契約の解除の連絡を行うこと

※既に第10回WGの事務局資料で示している方針をガイドラインとしてルール化するもの。

(6) 小売電気事業者としての登録を受けずに需要家に電気を供給する行為に関する事項



名義変更により需要家を獲得する手法や、住宅内で電気を再販する手法により小売電気事業者に対する規制を実質的に逃れることを、電気事業法上「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

※当該行為については、別途、今回のWGで議論。（9ページ参照）

(7) 不当な解約制限に関する事項



解約の申出に応じないことや、不当に高額な違約金など契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約条項を設けることは、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」(業務改善命令等の対象となる可能性のある行為)と位置付けてはどうか。

(備考) 現行の適正取引ガイドラインにおいて、一般電気事業者による不当に高い解約違約金・精算金の徴収が独禁法上違法となるおそれがあるとされている(新電力は対象外)が、これは現在の一般電気事業者が小売分野において独占的地位を有していることを背景として設けられているもの。一般電気事業者という事業類型がなくなることから、事業類型の見直しに対応した改正を別途行うことを想定。

(8) 特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給に関する事項



特定の競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給は、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」(業務改善命令等の対象となる可能性のある行為)と位置付けてはどうか。

(備考) 現行の適正取引ガイドラインにおいて、一般電気事業者が、新規参入者に対抗するため、標準メニューより著しく低い料金を提示することにより新規参入者の事業活動を困難にさせる行為は、独禁法上違法となるおそれがあるとされている(新電力は対象外)が、これは現在の一般電気事業者が小売分野において独占的地位を有していることを背景として設けられているもの。一般電気事業者という事業類型がなくなることから、事業類型の見直しに対応した改正を別途行うことを想定。

(9) 一般送配電事業者に対して自己に有利な取扱いとするよう働きかける行為に関する事項



一般送配電事業者に対し不当な手段を用いて託送供給業務を実施するに当たり自己に有利な取扱いをするよう働きかける行為を、全ての小売電気事業者にとって電気事業法上「問題のある行為」(業務改善命令等の対象となる可能性のある行為)と位置付けてはどうか。

(備考) 送配電部門の中立性確保のためのルールであるが、小売営業にも関連するもの。

※これらの行為については、第8回WGOの事務局資料において、業務改善命令の対象となる可能性があるという整理やご留意ください。

経済産業大臣は、小売電気事業者が電気事業法の規定に違反した場合(改正法第2条の17第2項及び第3項で規定)のほか、同条第1項に基づき「電気事業の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」には、「電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において」、当該小売電気事業者に対し、業務改善を命ずることができる。

この場合、改正法第2条の17第1項に基づく業務改善命令の発動要件及び発動限度としては以下の通りとしてはどうか。

論点7-(1):「電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」について

○例えば、

- ①供給契約を締結したにもかかわらず、正当な理由なく電気を供給しない、
- ②電気供給関連施設の事故の復旧要請を受けたところ、それを一般送配電事業者に伝えない等適切な対応をしない、
- ③解約の申出があったにもかかわらず応じない、

④電気の利用者からの申出による契約の変更・解約を著しく制約する内容の契約条項を定める、

等といった電気の利用者の利益を直接的に阻害するケースのほか、

⑤特定の競合相手を市場から退出させる目的で不当に安い価格で小売電気事業を行う、

⑥一般送配電事業者に対し不当な手段を用いて託送供給業務を実施するに当たり自己に有利な取扱いをするようはたらきかける、

等といった電気の利用者の利益を直接的に阻害するとまではいえないものの、電気事業の健全な発達に支障を来したり、電気事業の信頼性を損なうようなケースについても業務改善命令の発動を可能とする。

論点7-(2):「電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において」について

○論点7-(1)の①から④までのようなケースについてはもちろん、論点7-(1)の⑤及び⑥のようなケースにおいて電気事業の健全な発達や電気事業の信頼性に悪影響を及ぼした結果、公共の利益を阻害するような事態に対応するために必要な業務改善命令を発動することを妨げないこととする。

○第8回制度設計WGにおいて、不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、原則として、「特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門並びに最終保障供給約款及び離島供給約款による供給義務を負う一般送配電事業者」にのみ、「従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とし、小売電気事業者は、「需要家との供給契約を解除することにより、未収料金の増大を防ぐこととなる」と整理したところ。

○その上で、「小売電気事業者による契約解除が増加し、特定小売供給約款や最終保障供給約款による供給を受ける需要家が著しく増加してしまうのではないかと」の懸念に対し、「小売電気事業者に対し、解除を行う場合には解除の一定期間前の通知・督促を求めるなど、小売契約の解除に一定の制約を課す(ガイドライン等を想定)こととしてはどうか」との案を提示したところ。

○小売電気事業者が小売供給契約を解除する際に課す一定の制約の具体的な内容については、需要家保護の観点も踏まえ、下記のように考えてはどうか(なお、小売電気事業者と需要家の合意による解除を行うことも可能であるが、その場合は、需要家保護の観点から、需要家の真意に基づく同意が必要であり、それがない解除は無効となる。)。

※供給停止が認められる契約に関しては、供給義務を前提とした需要家保護が図られていることからここでは対象外とする。

論点1: 小売電気事業者による小売供給契約解除の方法に対する一定の制約

下記の(1)～(3)の措置を小売電気事業者に求めることとしてはどうか(ガイドライン等を想定)。

- (1) 小売供給契約解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行う。
- (2) 解除予告通知の際、「解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、供給義務を負う一般送配電事業者による最終保障供給(経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給)を申込むという方法があること」を説明する。
- (3) 小売供給契約解除に伴う託送契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送契約の解除の連絡を行う。

※ 需要家による未払い料金の支払い等により、小売電気事業者との供給契約が解除されなくなった場合は、託送契約の解除も行われない。

(1)小売供給契約解除を行う15日程度前までに需要家に解除日を明示して解除予告通知を行う。

需要家保護の観点からは、小売電気事業者の責任において、需要家が電気料金の未払い等を理由として小売供給契約を解除される前に、①小売供給契約が解除される時期を知り、解除されるまでの間に未払い等を解消する機会や、②最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)等に申し込むのに十分な猶予期間が需要家に担保されるべきではないか。

※「15日程度前」は最低限必要とされる期間であり、個別の事情によっては、それより前の通知が望ましい場合もありうる。

(2)解除予告通知の際、「解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、供給義務を負う一般送配電事業者による最終保障供給(経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給)を申込むという方法があること」を説明する。

需要家が解除予告通知を受け取った場合は、当然速やかに未払い分の電気料金を支払うこと等が求められる。ただ、需要家が「解除によって無契約となった場合に電気の供給が停止されること」を認識していないまま、解除により無契約状態となり電気の供給が止まる事態となることは望ましくない。そこで、解除予告通知の際に小売電気事業者はその旨の説明を求めているかどうか。

また、需要家が無契約状態になると電気の供給が止まることを認識していても、特段の都合により未払い分の支払い等ができない場合も考えられる。その際、「供給義務を負う最終保障供給(経過措置期間中は特定小売供給)によって電気の供給を受けられる可能性がある」にもかかわらず、需要家がそれを認識していないために、電気の供給が止まるような事態となることも望ましくない。そこで、解除予告通知の際に小売電気事業者はその旨の説明を求めているかどうか。

※ 説明の方法については、需要家が確実に情報を把握できると合理的に考えられる手段(例えば、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送付(受信確認などが必要となることも想定される。))を用いた上で、需要家が内容を十分理解できるよう努めることを求めることとしてはどうか。

※ 需要家からの問合せへの対応に不誠実な小売電気事業者については、電気事業法上の問合せ対応義務(第2弾の改正電気事業法第2条の15)違反として、業務改善命令の対象になり得る。

(3)小売供給契約解除に伴う託送契約の解除を行う10日程度前までに、小売電気事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示したうえで、一般送配電事業者に託送契約の解除の連絡を行う。

後述する論点2のとおり、需要家保護の観点からは、小売電気事業者による解除通知だけではなく、一般送配電事業者からも供給停止に先立って手続き保障を図る必要がある。

そのため、需要家の希望ではなく小売電気事業者からの解除である場合は、小売電気事業者は一般送配電事業者に早期にその旨を認識させ、供給停止前の手続き保障を行うための期間を確保する必要があるのではないかと。

2. 小売と送配電の分離に伴う課題 ③停電対応と内線の扱い

- 需要地内の電気設備(内線)は、お客さま設備と整理されており、現在においても故障や修理の対応はお客さまが電気工事店に依頼することとなっているが、停電が起きた場合、お客さまでは原因が事業者側の設備(外線)か内線か特定できないことに加え、外線に原因がある場合には事業者が故障対応を含めて責任を負うべきであることから、電力会社が出向し、原因調査を行っているのが実態。
- 分社化後は送配電事業会社が現行と同様の業務を行い、お客さま利便性を損なわないように努める。

【停電調査業務と事業区分】

